



平成25年2月25日

各 位

会社名 株式会社北越銀行
代表者名 取締役頭取 久須美 隆
(コード:8325、東証第1部)
問合せ先 総合企画部長 室本 一郎
(TEL .0258-35-3111)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)
による自己株式の買付けならびに自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3) による自己株式の買付け
ならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

株式会社北越銀行(頭取久須美隆)では、平成25年2月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法ならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るため

2. 取得の方法

本日(平成25年2月25日)の終値(最終特別気配を含む)212円で、平成25年2月26日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	220万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.88%)
(3) 株式の取得価額の総額	466,400,000円(上限)
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

4. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の総数	220万株(上限) (注)上記3.記載の自己株式の取得により買付けた全株式を消却する。
(3) 消 却 予 定 日	平成25年3月7日

(ご参考)平成25年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	248,651,981株
自己株式数	690,823株

以 上

< 本件に関するお問合せ先 >
総合企画部 塚野、高野
TEL 0258-39-7347 内線 1551